

浜長保険センター安全だより

令和2年6月25日
（株）浜長保険センター第43号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



アジサイの花が雨に映え、日増しに夏めいてまいりました。
新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言が一先ず解除されましたが、マスク着用、手洗い、三密の日常生活は、継続することになります。皆様にはご健勝のこととお喜びを申し上げます。



運転免許を持っておられる方は、免許更新時（3年、5年）に交通教本を受け取ることとなりますが、交通教本の中から「最近の道路交通法の改正」について、抜粋して解説したいと思います。

交通ルールは、免許を取得した後も理解して無違反、無事故に努めましょう。

1 運転免許証の再交付要件の緩和（令和元年12月1日施行）

運転免許証の紛失や破損に限らず、名字変更や住所変更でも運転免許証の再交付申請が可能となりました。

2 運転経歴証明書の交付要件の見直し等（令和元年12月1日施行）

自主返納者のみに限らず、免許失効者（運転免許証の更新を受けずに運転免許が失効した人）についても運転経歴証明書の交付申請が可能となりました。

また、運転経歴証明書の申請先が運転免許の取消を行った都道府県公安委員会から住所地の都道府県公安委員会に改められました。

3 準中型免許の新設（平成29年3月12日施行）

準中型免許は、車両総重量7.5トン未満（最大積載量4.5トン未満）の自動車を運転することができます。

最大積載量 4.5トン未満



18歳からOK!

(1) 準中型免許～18歳から取得することができます。

(2) 既に普通免許を取得している方は、限定解除審査に合格すれば、車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車を運転することができます。

普通免許取得者が限定解除審査した場合

審査は、指定自動車教習所で4時間以上の教習等を受けた上での審査又は運転免許試験場での技能審査等のいずれかになります。



車両総重量
5トン以上
7.5トン未満

(3) 準中型免許後1年未満の方は、準中型自動車を運転するときは、初心者マークを表示しなければなりません。



4 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備（平成27年6月1日施行）

一定の危険な違反行為（信号無視、一時停止、酒酔い運転など14種類）をして3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は、公安委員会の命令を受けてから3か月以内に指定された期間内に講習（自転車運転者講習）を受けなければなりません。受講命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金

